

Hoicle 利用会員規約

居宅訪問型保育

一般社団法人 北海道育児支援協会

〒060-0807

北海道札幌市北区北7条西1丁目1-11 BH札幌5F

TELL 011-299-5458

E-mail info@hokuiku.org

ホームページアドレス

<https://hokuiku.org/>

Hoicle(居宅訪問型保育)利用会員規約

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、居宅訪問型保育Hoicleにおいて、一時保育を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払う。

第2条(支援内容)

北海道育児支援協会は次に掲げる内容を行うものとする。

居宅訪問型保育支援

- イ) 自宅で児童を保育している保護者が体調不良等で一時的に保育支援が必要となったときに、事業所が認定した保育スタッフが児童を保育する。
 - ロ) 病気の回復期にある児童の預かり等の保育支援が必要となったときに、事業所が認定した保育スタッフが児童を保育する。
 - ハ) 早朝、夜間等において保護者が仕事、慶弔、看護、介護により緊急に保育支援が必要となったときに事業所が認定した保育スタッフが児童を保育する。
- 二) 出産直後で母子への心身のケアに支援が必要となったときに、事業所が認定した保育スタッフが保護者の自宅を訪問し、児童を保育する。

第3条(保育対象者)

Hoicle(病児保育)の保育対象となる児童は、第2条の支援内容に応じて以下の通りとする。

- ・ 生後 43 日目からの児童。
- ・ 健康状態に問題はないが、保護者の帰りを一人で待つのが困難な児童。
- ・ 病気やケガ等の回復期にあり医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があることから、集団保育が困難な児童。

第4条(利用登録等)

北海道育児支援協会の訪問型病児保育(Hoicle)の利用を希望する場合、あらかじめ、登録申請をする。登録時は登録担当と保育士が利用希望者の自宅に訪問し、お子さんの様子や利用者の要望を確認し、利用登録の可否を決定する。なお以下の場合、利用登録を承認しない場合がある。申し込みに虚偽があった場合。過去に料金の滞納があった場合。

第5条(契約期間)

この契約の契約期間は登録日から1年までとし、以後契約は1年間ごとの更新とする。但し、訪問型病児保育(Hoicle)が終了する場合、第6条で契約の終了及び解約となる場合を除き契約は自動的に継続する。

第6条(解約・契約の終了)

1 利用者は、事業者に対して7日間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができる。ただし、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日間以内の通知でもこの契約を解約することができる。但し、登録費の返還は行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。

- ・ 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・ 事業者が守秘義務に反した場合
- ・ 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。

- ・ 利用者が死亡した場合
- ・ 利用者がサービス提供外地区に転出した場合

5 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。この時に料金の未納がある場合は料金を完納するものとする。

- ・ 利用者が利用料を保育を行った日から1ヶ月を経過しても支払わない場合
- ・ 利用者が事業者の子育てサポーター及び病後児サポーターと直接契約した場合
- ・ 利用者又はその家族が事業者や子育てサポーター及び病後児サポーターに対して、本契を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

第7条(秘密保持)

事業者及び事業所に従事するものは、サービスを提供する上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様である。

第8条(利用の条件)

訪問型病児保育(Hoicle)における一時保育業務において以下の場合にはサービスの提供を行なわないものとする。

- (1)利用者が事業者の指示に従わない場合は訪問型保育支援の利用は出来ない。
- (2)保育スタッフが確保出来ない場合は訪問型保育支援の利用は出来ない。
- (3) 前2号に掲げるものの他、事業者が児童を保育することに支障があると認める場合は 訪問型保育支援の利用は出来ない。
- (4) 利用者が、保育スタッフに感染する恐れのある伝染性疾患を有する場合、伝染性疾患 が疑われる場合、利用者は原則受診し、疾患名を確定させた上で利用申請を行うものとするが、事業者の判断により利用できない場合がある。

第9条(保育場所)

訪問型病児保育(Hoicle)における一時保育業務を行う場所は利用者の自宅、その他同意を得られた場所で行うものとする。

第10条(利用時間)

電話での利用受付は 9:00~18:00 受付時間外はホームページ内のお問合せフォームにて申請をすれば、早朝、夜間の対応ができる場合もある。訪問型病児保育(Hoicle)における一時保育業務の利用時間を11時間を超える利用(予定)の場合は、途中で隊員が交代する場合がある。又、交代する隊員が確保できない場合は延長保育を出来ない場合がある。

第11条(利用申請)

予約は年末年始(12月29日から1月3日をいう。)を除く毎日の9時から18時とし、事業者にて電話にて連絡し利用確定後、利用者は所定の書式に則り事業者にて申請書の提出を行う。但し、急な時間変更や延長については対応できない場合がある。

第12条(費用)

登録費用、利用に関わる費用は別紙に定めるとおりとする。

第13条(支払い)

利用料金および交通費実費などの費用は、一時保育当日、保育スタッフに直接支払うものとする。

第14条(保育スタッフの対応児童数)

1人の保育スタッフが保育するお子さんの人数は原則1人。但し、事業者が対応可能と判断した場合最大2人のお子さんを保育することができる。

第15条(キャンセル)

キャンセルに関する受付時間や、キャンセル料の定義は別紙に定めるとおりとする。

第16条(食事)

児童の食事は原則利用者が準備する。保育をするにあたり電気、水道、電話等を使用させていただく場合がある。

第17条(準備物)

昼食または夜食・おやつ(必要時) ミルク・哺乳瓶(必要時) 食事用エプロン (必要時) 紙おむつ・おしり拭き(必要時) お気に入りの絵本やおもちゃなど(必要時) 着替え(2~3組) 汚れ物を入れる袋(スーパーの袋でもよい) おくるみなど羽織るもの1着、バスタオル、おしぼりタオル、ティッシュボックス1箱、その他、保育に必要と思われるもの

第18条(保育報告)

事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望(家族の希望含む)を踏まえて保育にあたるものとする。事業者は利用者に対し保育終了後保育内容を利用者及びその家族に報告・説明を行なう。

第19条(与薬)

児童に薬を与えなくてはならない場合は、医師から直接指導を受けた保護者の指示によるものとし、利用者は文書にて事業者に指示を行なう。病状の悪化等で保育スタッフが緊急で追加受診をする場合で医師から処方を受けた場合は、利用者の指示の有無に関わらず医師の指示により与薬を行なうことが出来る。なお、医師もしくは保護者の指示により与薬した場合の結果について事業者及び病後保育スタッフは一切の責任を負わない。

第20条(緊急時の対応)

児童が事故にあった場合や病気の急変等により、児童を医院・病院へ連れて行く場合は、利用者に連絡の上受診する。但し、連絡がつかない場合は、事業者の判断で受診をすることがある。保育中に災害が発生した場合、利用者と事業者及び保育スタッフで協議し避難する。但し、利用者及び指定された緊急連絡先と連絡がつかない場合には、保育スタッフ、及び事業者の判断で避難する。また災害時には利用者宅の電話を利用する場合がある。

第21条(不可抗力による訪問の遅延、中止)

災害や交通機関の事故などにより保育スタッフの訪問ができなくなる場合がある。また同じ理由で保育スタッフの訪問が遅れる場合、事業者は責任を負わないものとする。

第22条(サービス提供の記録)

- 1 事業者は、サービス提供記録をこの契約の終了後、5年間保管する。
- 2 利用者は、希望があれば当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できる。

第23条(賠償責任)

事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、保育を行なっている児童の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、事業者が加入する保険の範囲内にて賠償を行う。但し、保育の依頼を受けていない児童に損害が発生した場合、利用者が事業者を通さず直接保育スタッフと契約した場合、利用者の皆様の故意または過失により、事業者に対し、児童の健康状態等について正確な伝達をしなかったことで児童に損害が発生した場合は賠償責任を負わないものとする。

第24条(身分証携行義務)

保育スタッフは常に身分証を携行し、初回面接時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示する。

第25条(苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、利用者の要望、苦情等に対し適切に対応する。

第26条(休会)

入会してから3カ月後経過している会員のみ、産休に入る等の理由の場合は休会することができる。休会を希望する場合は、休会届手続きをする必要があり、希望があれば再開することができる。休会中は、月会費は発生しない。

第27条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、児童福祉法令その他、区市町村の諸法令の定めるところを遵守し双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとする。

(ご利用料金体系)

- ・ 入会金・・・15,000 円 ※税別(同家族 2 人目以降は 50%OFF)
- ・ 月会費・・・3,000 円 ※税別(毎月末日までに翌月分の納入)

保育利用料金

居宅訪問型・病後時保育 1 時間 1,500 円

病児保育1時間 1,800 円 ※価格はすべて税別

(ご自宅への到着時間から保育時間開始)

時間外保育利用料金

早朝(6:00～9:00)

夜間(19:00～21:00)

土、日、祝日の保育利用料金 +30%増額

延長料

居宅訪問型保育 30 分 950 円

病児・病後時保育 30 分 1,200 円

(注意事項)

・時間変更について →予約していた時間の2時間を過ぎての変更は当初予定の時間から保育料を加算する。※利用の有無に関わらず。

・ 長時間のお預かりについて
→11時間を超える利用の場合は、安心安全の為途中で隊員が交代する場合があります。その場合は交代する隊員の交通費も利用者負担。

・休会について(産休、育児などで必要になる場合がある) →[休会届]の手続き完了後は月会費なし。→ご希望があれば再開できます。→3か月以上利用の方のみ申請可能。